



衆議院小選挙区の区割りが 25都道府県140選挙区で変わります。

各都道府県の令和2年国勢調査人口（日本国民の人口）に基づき定数配分を行い、5都県で定数が1～5増加し、10県で定数が1減少します。（10増10減）

定数が増加する団体

- 埼玉県 (15→16)
- 千葉県 (13→14)
- 東京都 (25→30)
- 神奈川県 (18→20)
- 愛知県 (15→16)

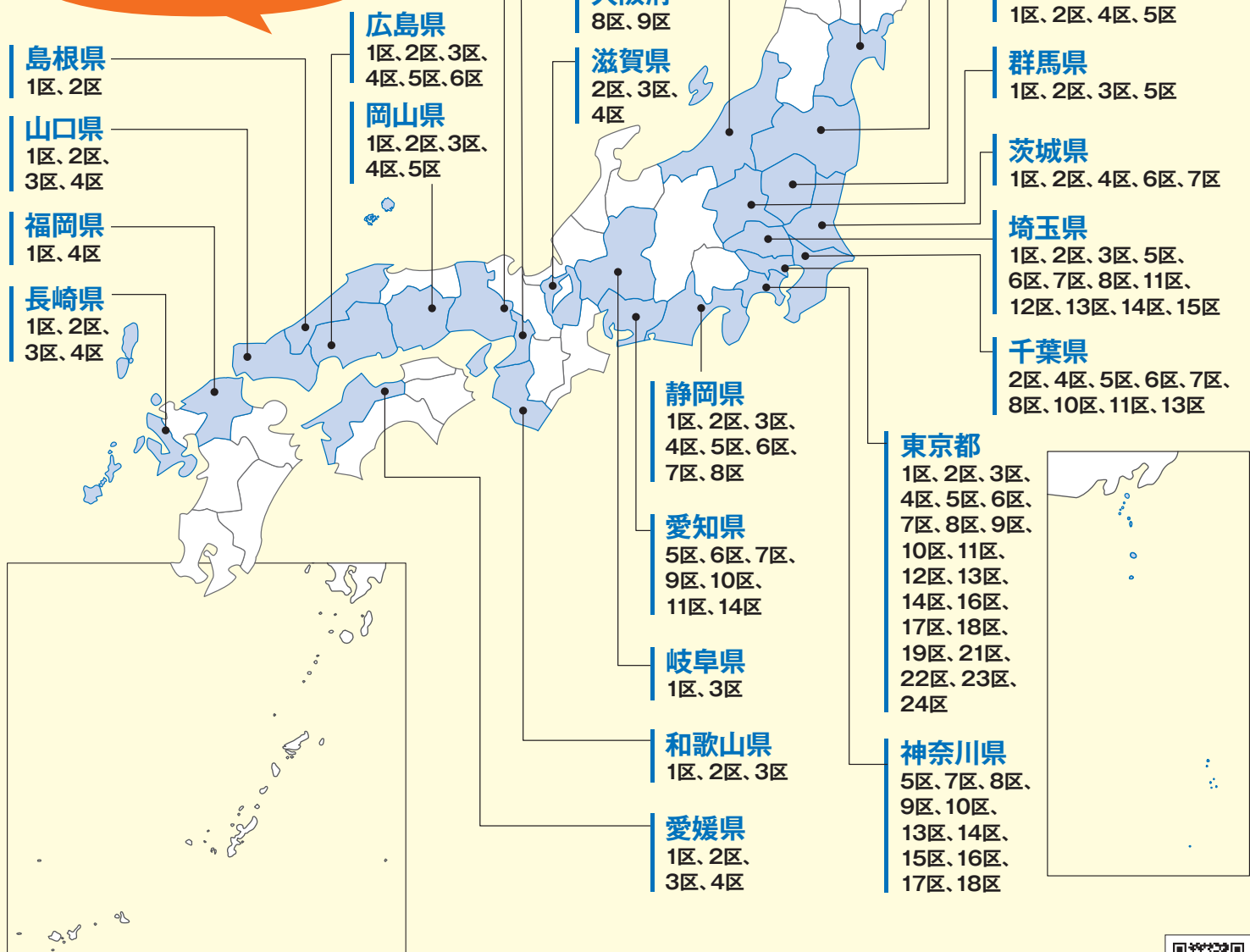
定数が減少する団体

- 宮城県 (6→5)
- 新潟県 (6→5)
- 和歌山県 (3→2)
- 広島県 (7→6)
- 愛媛県 (4→3)
- 福島県 (5→4)
- 滋賀県 (4→3)
- 岡山県 (5→4)
- 山口県 (4→3)
- 長崎県 (4→3)

※各都道府県の具体的な区割りについては、総務省、各都道府県選挙管理委員会または各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

今回の区割り改定により
変更される140選挙区

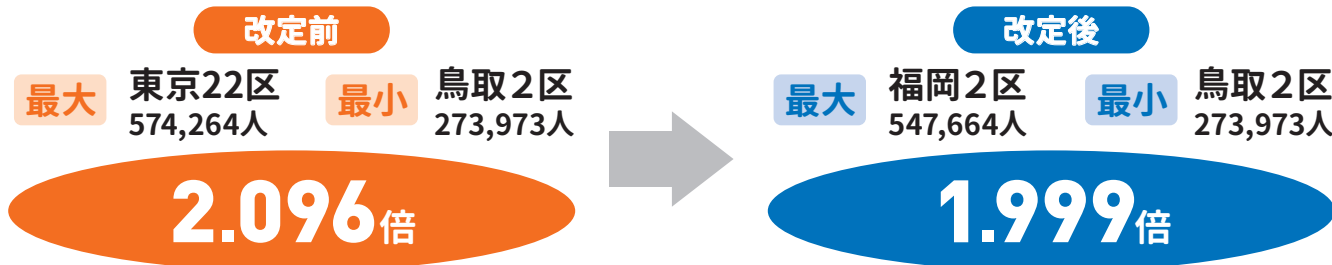
右図の25都道府県が
衆議院小選挙区の改定の
対象となります。



改定による人口最少選挙区との較差が2倍以上の選挙区の数 (令和2年日本国民の人口)



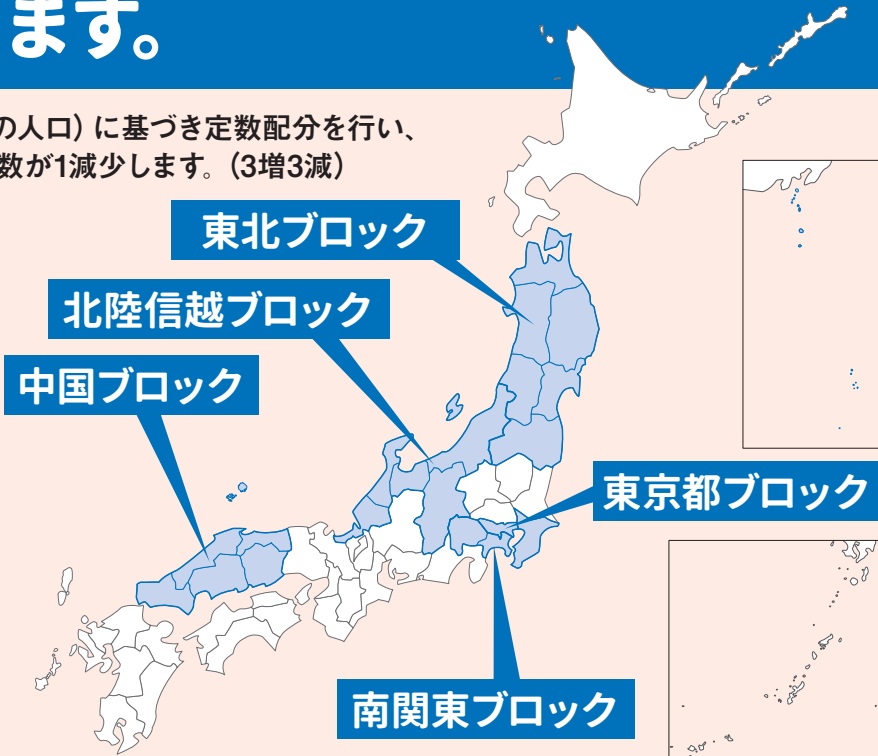
改定による最大人口較差 (令和2年日本国民の人口)



衆議院比例代表選挙区(ブロック)別定数が5ブロックで変わります。

各ブロックの令和2年国勢調査人口(日本国民の人口)に基づき定数配分を行い、2ブロックで定数が1~2増加し、3ブロックで定数が1減少します。(3増3減)

- 定数が増加するブロック**
 - 南関東ブロック (22⇒23)
(千葉県・神奈川県・山梨県)
 - 東京都ブロック (17⇒19)
- 定数が減少するブロック**
 - 東北ブロック (13⇒12)
(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)
 - 北陸信越ブロック (11⇒10)
(新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県)
 - 中国ブロック (11⇒10)
(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県)



適用は

上記の改正は、施行の日(令和4年12月28日)以後初めてその期日を公示される衆議院議員総選挙から適用されます。
なお、この総選挙以前に行われる補欠選挙は、従来の選挙区によって行われます。

～今回の区割り改定と定数改正について～

今回の区割り改定と定数改正は、令和2年の大規模国勢調査の結果による日本国民の人口に基づいて、一票の較差は正のために行われました。

衆議院議員小選挙区の区割り改定は、10年ごとに行われる大規模国勢調査の日本国民の人口に基づき、都道府県ごとの定数配分をいわゆるアダムズ方式により行った上で、各選挙区の人口較差を2倍未満にすることとされています。

比例代表選挙区(ブロック)の定数改正も、10年ごとに行われる大規模国勢調査の日本国民の人口に基づき、いわゆるアダムズ方式により行うこととされています。